競争参加者の資格に関する公示

与那国㉘宿舎(B)新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成28年7月20日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長　中嶋浩一郎

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

1　工事名　与那国㉘宿舎(B)新設建築その他工事

2　工事場所　沖縄県八重山郡与那国町内

3　工事概要　本工事は、沖縄県八重山郡与那国町内における以下の施設の整備に係る建築工事一式等を行うものである。

なお、本工事は難工事に指定する。

【建築工事】

ア　宿舎(B)新設（鉄筋コンクリート造３階建て／延べ床面積　約658㎡）

イ　プロパン庫新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ床面積　約６㎡）

ウ　自転車置場　新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ床面積　約18㎡）

エ　ゴミ置場　新設（一式）

オ　掲示板　新設（一式）

カ　詳細図等作成業務（一式）

【設備工事】

キ　宿舎(B)新設（鉄筋コンクリート造３階建て／延べ床面積　約658㎡）

ク　プロパン庫新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ床面積　約６㎡）

ケ　自転車置場　新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ床面積　約18㎡）

コ　ゴミ置場　新設（一式）

サ　構内外線設備（一式）

シ　構内通信線路（一式）

ス　詳細図等作成業務（一式）

【土木工事】

セ　土工事（一式）

ソ　舗装工事（アスファルト舗装、インターロッキングブロック舗装等　一式）

タ　給水工事（給水管、給水設備等　一式）

チ　雨水排水工事（雨水排水管、側溝等　一式）

ツ　汚水排水工事（汚水排水管等　一式）

テ　法面工事（擁壁工事　一式）

ト　環境整備工事（外柵、遊具等　一式）

ナ　取壊し撤去工事（舗装版取壊し等　一式）

ニ　詳細図等作成業務（一式）

【調査業務】

ヌ　測量調査（一式）

ネ　土質調査（一式）

4　工期　平成30年３月31日まで。

ただし、建築工事及び設備工事並びに土木工事のうち土工事、給水工事、雨水排水工事、汚水排水工事、法面工事及び取壊し撤去工事については、平成30年２月28日までとする。

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間：平成28年７月20日から同年10月17日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。最終日は正午まで。

⑵　交付場所：〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290― 9　沖縄防衛局総務部契約課　電話098―921―8131（内線154）

⑶　その他：特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴　提出期間　平成28年７月20日から同年８月12日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。平成28年８月12日は正午まで。

⑵　提出場所　上記5⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成27・28年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記7⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年７月20日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第８と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成28年８月15日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合わせとする。

ア　防衛省における平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築一式工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は1,000点以上、代表者以外の構成員は830点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防経施第5989号。27．4．1）又は工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①に掲げる工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

代表者以外の構成員は、平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、②に掲げる工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

①　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で２階建て以上、１棟当たりの延べ床面積400㎡以上の建物新設に係る建築工事

②　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延べ床面積200㎡以上の建物新設に係る建築工事

イ　建設業法の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。